

堺市堺区マスコットキャラクターサカエル着ぐるみ等貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、堺市堺区の広報活動において区民に親しまれるように作成した堺市堺区マスコットキャラクターサカエルの着ぐるみ及び装備品並びにみそさかいのぬいぐるみ(以下「着ぐるみ等」という。)の貸出について必要な事項を定める。

(貸出品目)

第2条 貸出を行う物品は次のとおりとする。

- (1) サカエルの着ぐるみ及び装備品
- (2) みそさかいのぬいぐるみ

(貸出申請)

第3条 着ぐるみ等の貸出を受けようとする者は、サカエル着ぐるみ等貸出承認申請書(様式第1号)により、区長に申請するものとする。

2 前項の申請は、貸出を受けようとする日の3月前から行うことができるものとする。

(貸出承認)

第4条 区長は、前条の規定による申請を受けた場合は、次の各号に該当する場合を除き、着ぐるみ等の貸出を承認するものとする。

- (1) 特定の企業、団体の利益のため利用されるおそれがあるとき。
- (2) 政治的活動または宗教的活動に利用されるおそれがあるとき。
- (3) 堺区のイメージを損なうおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が不相当と認めるとき。

2 区長は、前項の規定に基づき貸出を承認する場合は、サカエル着ぐるみ等貸出承認書(様式第2号)により申請者に通知するものとし、貸出を承認しない場合は、その理由を明記した書面により申請者に通知するものとする。

(貸出及び返却方法等)

第5条 前条により着ぐるみ等の貸出を承認された申請者(以下「使用者」という。)は、原則として堺区役所企画総務課から着ぐるみ等を直接受け取り、使用後は責任をもって速やかに堺区役所企画総務課へ返却するものとする。

2 貸出及び返却に伴う搬入及び搬出は、使用者が行うものとする。

3 着ぐるみ等の貸出料は、無料とする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として貸出し日を含め10日以内とする。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみ等を使用して営利目的活動を行わないこと。
- (2) 着ぐるみ等を個人的に利用しないこと。
- (3) 着ぐるみ等を第三者に転貸しないこと。
- (4) 着ぐるみ等をサカエル着ぐるみ等貸出承認書により承認された内容以外で使用しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、サカエル着ぐるみ等取扱注意事項により定めること。

(変更申請)

第8条 使用者は、申請内容を変更しようとするときは、サカエル着ぐるみ等貸出変更申請書(様式第3号)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用報告)

第9条 使用者は、着ぐるみ等を返却するときに、着ぐるみ等の使用結果を記載したサカエル着ぐるみ等使用報告書(様式第4号)を区長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第10条 区長は、使用者が故意又は過失により、着ぐるみ等を破損・汚損等をした場合は、使用者に対して実費をもって賠償させることができる。

(使用承認の取消し等)

第11条 区長は、使用者がこの要領の規定又は使用の承認に付した条件に違反したときは、使用者に対して着ぐるみ等の使用の承認を取り消し、着ぐるみ等の返却を命ずることができる。

2 使用者は、前項の規定に基づき区長から着ぐるみ等の返却を命ぜられたときは、ただちに堺区役所企画総務課へ着ぐるみ等を返却しなければならない。

(庶務)

第12条 着ぐるみ等の貸出関係事務は、堺市堺区役所企画総務課が行う。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月1日から施行する。